

	鳥取県公報	令和7年5月23日（金） 号外第55号
		毎週火・金曜日発行
目次 ◇ 告 示 建築物移動等円滑化基準の不適用に係る基準等の一部改正（351）（住宅政策課）・・・2		

告 示

鳥取県告示第351号

令和4年鳥取県告示第498号（建築物移動等円滑化基準の不適用に係る基準等について）の一部を次のように改正し、令和7年6月1日から施行する。

令和7年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
略			略		
第25条 第1項	車椅子使用者用部分の構造	次の各号のいずれにも適合する構造 (1) <u>車椅子使用者用部分</u>は、車椅子使用者が選択できるよう、2箇所以上の異なる位置に分散して配置すること。 (2) 略 (3) <u>車椅子使用者用部分</u>に通ずる客席等の通路のうち1以上の通路の幅は、内法を120センチメートル以上とし、区画50メートル以内ごとに140センチメートル角以上の転回スペースを設けること。 (4) <u>車椅子使用者用部分</u>に通ずる客席等の通路に高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。 ア～ウ 略	第25条 第1項	車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「 <u>車いす使用者用客席</u> 」という。）の構造	次の各号のいずれにも適合する構造 (1) <u>車いす使用者利用部分</u>の数は、客席の数が100以下の場合は1以上、100を超え400以下の場合は2以上、400を超え2,000以下の場合は席の数に200分の1を乗じて得た数以上、2,000を超える場合は10以上とし、車いす使用者が選択できるよう、2箇所以上の異なる位置に分散して配置すること。 (2) 略 (3) <u>車いす使用者利用部分</u>に通ずる客席等の通路のうち1以上の通路の幅は、内法を120センチメートル以上とし、区画50メートル以内ごとに140センチメートル角以上の転回スペースを設けること。 (4) <u>車いす使用者利用部分</u>に通ずる客席等の通路に高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。 ア～ウ 略
第27条	車椅子使用者の利用上支障がないも	次の各号のいずれかに該当する床の部分 (1) 利用居室の一部に設ける一段高い座敷等であつ	第27条	車いす使用者の利用上支障がないも	次の各号のいずれかに該当する床の部分 (1) 利用居室の一部に設ける一段高い座敷等であつ

	のとして 知事が定 める部分	て、 <u>車椅子</u> 使用者が容易に 移乗できる高さ（ <u>車椅子</u> の 座面の高さ）のもの (2) 劇場等に設ける階段状 の客席及び通路（客席の出 入口から <u>車椅子</u> 使用者用部 分までの通路を除く。）の 部分		のとして 知事が定 める部分	て、 <u>車いす</u> 使用者が容易に 移乗できる高さ（ <u>車いす</u> の 座面の高さ）のもの (2) 劇場等に設ける階段状 の客席及び通路（客席の出 入口から <u>車いす</u> 使用者用客 席までの通路を除く。）の 部分
第28条	<u>車椅子</u> 使 用者の入 居に適し た構造	次の各号のいずれにも適合す る構造 (1) 道等から <u>車椅子</u> 使用者 用住戸（専ら <u>車椅子</u> を室内 で日常的に使用する者が居 住するために整備した住戸 をいう。以下同じ。）まで の経路のうち1以上の経路 が条例第20条第1項に規定 する準移動等円滑化経路に 適合すること。 (2) <u>車椅子</u> 使用者用住戸 は、次に掲げるものである こと。 ア 住戸内は、 <u>車椅子</u> 使用 者が円滑に移動できるよ う出入口の幅及び空間を 確保し、床に段差を設け ないこと。 イ 住戸に設ける電気、ガ ス、給水、排水及び換気 に係る設備は、 <u>車椅子</u> 使 用者が円滑に利用できる ものであること。	第28条	<u>車いす</u> 使 用者の入 居に適し た構造	次の各号のいずれにも適合す る構造 (1) 道等から <u>車いす</u> 使用者 用住戸（専ら <u>車いす</u> を室内 で日常的に使用する者が居 住するために整備した住戸 をいう。以下同じ。）まで の経路のうち1以上の経路 が条例第20条第1項に規定 する準移動等円滑化経路に 適合すること。 (2) <u>車いす</u> 使用者用住戸 は、次に掲げるものである こと。 ア 住戸内は、 <u>車いす</u> 使用 者が円滑に移動できるよ う出入口の幅及び空間を 確保し、床に段差を設け ないこと。 イ 住戸に設ける電気、ガ ス、給水、排水及び換気 に係る設備は、 <u>車いす</u> 使 用者が円滑に利用できる ものであること。
略			略		
別表第 10第6 項	知事が定 める特殊 な構造又 は使用形 態のエレ ベーター その他の 昇降機	次の各号のいずれかに該当す るエレベーターその他の昇降 機 (1) 略 (2) <u>車椅子</u> に座ったまま <u>車 椅子</u> 使用者を昇降させる場 合には2枚以上の踏段を同 一の面に保ちながら昇降を 行うエスカレーターであつ て、運転時における踏段の 定格速度が毎分30メートル 以下で、2枚以上の踏段を	別表第 10第6 項	知事が定 める特殊 な構造又 は使用形 態のエレ ベーター その他の 昇降機	次の各号のいずれかに該当す るエレベーターその他の昇降 機 (1) 略 (2) <u>車いす</u> に座ったまま <u>車 いす</u> 使用者を昇降させる場 合には2枚以上の踏段を同 一の面に保ちながら昇降を 行うエスカレーターであつ て、運転時における踏段の 定格速度が毎分30メートル 以下で、2枚以上の踏段を

		同一の面とした部分の先端 に車止めを設けたもの			同一の面とした部分の先端 に車止めを設けたもの
別表第 10第6 項	<u>車椅子使 用者</u> が円 滑に利用 できるも のとして 知事が定 める構造	次の各号のいずれかに該当す る構造 (1) エレベーターにあって は、次のいずれにも適合す る構造 ア・イ 略 ウ <u>車椅子使用者</u> がかが内 で方向を変更する必要が ある場合にあっては、か ごの幅及び奥行きが十分 に確保されていること。 (2) 略	別表第 10第6 項	<u>車いす使 用者</u> が円 滑に利用 できるも のとして 知事が定 める構造	次の各号のいずれかに該当す る構造 (1) エレベーターにあって は、次のいずれにも適合す る構造 ア・イ 略 ウ <u>車いす使用者</u> がかが内 で方向を変更する必要が ある場合にあっては、か ごの幅及び奥行きが十分 に確保されていること。 (2) 略
略			略		